

政令第二百五十三号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第一条の二を削る。

第一条の三中「法第二条第一項第八号」を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第八号」に改め、同条を第一条とする。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

2 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の十七第三項第三号中「第七号」を「第三号まで若しくは第五号から第七号」に改める。

（旅館業法施行令の一部改正）

3 旅館業法施行令（昭和三十二年政令第五百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「第二項第二号」を「次項第二号」に改め、同項第十号及び同条第二項第九号中「ダンス」の下に「をさせ、かつ、客に飲食をさせるホール」を加える。

理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、客にダンスをさせる営業に関連する規定について所要の整理を行う必要があるからである。